

給与からの社会保険料控除のしかた

社会保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料）の被保険者負担分は、当月分の給与から前月分の保険料を控除します。（健康保険法第167条）

入社時の社会保険料の控除

社会保険の資格取得日は入社した日です。そして入社した日の属する月から社会保険料がかかります。社会保険料は月単位で徴収するので、月の途中入社だからといって日割計算はしません。たとえば、8月1日に入社したAと8月31日に入社したBの月額給与の額が同じであれば、8月分の保険料は同額です。また、A、Bどちらの8月分の社会保険料も9月に支給される給与から控除します。

退職時の社会保険料の控除

① 月の途中で退職する場合

被保険者資格の喪失日は、退職した日の翌日になります。資格喪失日の属する月の社会保険料は徴収せず、前月分まで徴収します。たとえば、Cさんの退職日が8月29日とすると、資格喪失日は8月30日となり、8月分の社会保険料は徴収しません。Cさんの8月分の給与から控除するのは7月分の社会保険料のみです。

② 月末に退職する場合

月末に退職する場合、資格喪失日は退職日の翌日なので、翌月1日となります。社会保険料は資格喪失日の属する月の前月分まで徴収しますから、退職日の属する月の社会保険料は徴収します。たとえば、Dさんの退職日が8月31日とすると、資格喪失日は9月1日となり、8月分の社会保険料は徴収することになります。退職の場合に限り、当月の給与から当月分も控除できますので、Dさんの場合、8月に支給される給与から7月分と8月分の2か月分の社会保険料を控除することになります。

入社した月に退職した場合の社会保険料の控除は？

被保険者資格を取得した日と喪失した日が同じ月の場合は、その月の社会保険料を徴収します。たとえば、8月1日に入社した人が8月29日に退職した場合、8月分の社会保険料を8月支給の給与から控除することになります。ただし、厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に厚生年金保険の資格又は国民年金（第2号被保険者を除く。）の資格を取得した場合は、先に喪失した厚生年金保険料の納付は不要となります。この場合、年金事務所から対象の会社あてに厚生年金保険料の還付についてのお知らせが送付され、厚生年金保険料の還付後、被保険者負担分は会社から被保険者であった方へ還付することになります。

賞与の社会保険料控除

賞与にかかる保険料は、資格取得月（資格取得日前を除く）以降に支給された賞与から保険料の対象となり、資格を喪失した月の賞与は対象となりません。たとえば、8月15日に賞与が支給された場合、上のCさん（退職日8月29日 ⇒ 資格喪失日8月30日）の賞与からは社会保険料の控除はしませんが、Dさん（退職日8月31日 ⇒ 資格喪失日9月1日）の賞与からは社会保険料を控除します。

賞与支払届を忘れずに

賞与を支給したときは、事業主は「被保険者賞与支払届」に被保険者ごとの標準賞与額を記入して、支給日から5日以内に「総括表」と合わせて提出します。賞与支払予定月に、賞与の支払いがなかった場合でも、総括表に「不支給」の旨を記入し、届け出なければなりません。

介護保険の資格取得日と喪失日

介護保険の被保険者の資格取得日は、40歳の誕生日の前日になります。また、資格取得日の属する月の保険料から徴収することになります。たとえば、Eさんは9月1日が誕生日で40歳になる場合、資格取得日は前日の8月31日となり、8月分の保険料を9月の給与から控除することになります。

また、介護保険の資格喪失日は65歳の誕生日の前日となり、資格喪失日の属する月の保険料は徴収しません。Eさんの場合は、資格喪失日は8月31日となり、保険料の最終控除は7月分まで（8月給与からの控除）です。